

意見案第1号

救難所員の身分保障制度の確立と救助活動に対する支援に関する意見書

今年4月、斜里町において観光船が沈没し、多くの人命が失われる痛ましい事故が発生した際に、海上保安庁や自衛隊などに加え、救難所員として地元漁業者が自らの漁船で長期間にわたり捜索活動を行った。

全国の漁村には、漁業者を構成員とする救難所が設置されており、海難事故が発生した場合には、多くの漁業者が、漁業を中断し救助活動に従事しており、今回の事故のように漁船以外によるレジャー型事故が増加する中、漁業者同士の相互扶助組織として機能してきた救難所の役割は、広く国民の人命財産を守る目的に変わってきており、今後ますます重要になると考えている。

このように、救難所員は海の安全を守るために必要不可欠な存在だが、その身分や活動に法的な裏づけはなく、海上保安庁の救助活動を補完するボランティア団体と位置づけられ、活動経費等への支援も十分に行われていない現状にある。

一方で、救難所員と同様に本業を持ちながら地域を守る活動を行う消防団員は、消防組織法や地方公務員法により組織や身分が規定されており、市町村条例に基づき必要な手当が支給されるなど救難所員とは大きな格差が生じていることから、救難所員が公的な身分や支援のもとで、その役割を十分に果たせるよう、関係法令の整備による所員の身分保障や、財政的な支援が必要である。

よって、国においては、次の措置を講ずるよう強く要望する。

記

- 1 関係法令の整備により救難所員の身分保障を確立すること。
- 2 救難所の活動に必要な経費について財政的支援を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

令和 年 月 日

衆議院議長	} 各通
参議院議長	
内閣総理大臣	
総務大臣	
財務大臣	
農林水産大臣	
国土交通大臣	

北海道議会議長 小 畑 保 則